

スズキ株式会社
代表取締役社長 鈴木 俊宏 殿

国土交通大臣 石井 啓一

完成検査の不適切事案の再発防止に関する勧告等について

貴社における型式指定車の完成検査の不適切事案に関して、平成 31 年 4 月 12 日付けの報告書を含めこれまで当省に提出された報告書、並びに、当省がその内容の適切性及び再発防止策の実施状況について確認するために行った平成 31 年 4 月 16 日～19 日の立入検査等の結果について精査を行い、本日、別添のとおり、その結果をとりまとめた。

貴社においては、平成 28 年に型式指定申請時の燃費不正事案が問題となったにもかかわらず、昨年来、燃費・排出ガスの抜取検査における、試験条件を逸脱した無効な測定(トレースエラー等)を有効として処理した事案や測定結果を書き換えた事案、測定結果作出事案の他、全数検査における、検査不合格とすべきものを合格とした事案、無資格検査事案、更には無資格検査事案を隠蔽するための完成車チェックシートの改ざん行為などが明らかとなった。

貴社が、指定製作者として、国に代わり自動車の保安基準適合性を確認する完成検査を厳正に実施する重大な責務を負っているにもかかわらず、再び、その信頼を損なう事態を引き起こしたことは、コンプライアンス意識への疑念すら生じるものであり、極めて遺憾である。

については、型式指定関係業務において再度不適切な事案を発生させたことについて猛省を促すとともに、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)に基づく自動車型式指定規則(昭和 26 年運輸省令第 85 号)第 3 条の 4 に基づき、完成検査の不適切事案の再発防止に関し、下記の措置を講ずるよう勧告する。

なお、「適切な完成検査を確保するためのタスクフォース」の中間とりまとめ(平成 30 年 3 月 20 日公表)を踏まえ、当分の間、貴社を重点的な監視対象とし、一連の完成検査の不適切事案及び貴社の今後の対応を踏まえ、更なる対応が必要となる場合には、厳正に対処することとする。

記

1. 長年にわたり、完成検査における様々な不適切事案が放置され蔓延し、平成28年の燃費不正問題の際も改善されることはなく、更に、平成29年秋の他社の無資格検査事案発覚の際にも、自社の同種事案を把握するに至らなかったことは、コンプライアンス意識の低さ、自浄能力の欠如、不適切事案や不正事案を報告したとしても取り上げてもらえないだろう、かえって不利益を被るだろうと現場職員に思わせた不健全な組織風土等の結果である。経営層はこのことを、自らが招いた、会社のあり方に関わる、容易には改善できない根深い問題であると認識する必要がある。その上で、スズキは、強い危機感を持って、完成検査の不適切事案の再発防止に関して、以下の措置を講ずべきである。

(1) 完成検査現場業務の把握・管理につき、今一度再点検すること。また、これを踏まえ、不適切事案の芽を摘むため、検査員等の声を積極的に吸い上げるとともに、平時から不適切事案につながるリスクや要因にまで目を向けて完成検査業務の監督を行うなど、不適切事案の発見・検出能力を抜本的に強化することにより、完成検査業務の把握・管理を万全なものとした上で、その業務の適切性について、継続的に点検すること。

(2) 完成検査の不適切事案を二度と繰り返すことのないよう、かつ、一連の事案を決して風化させることのないよう、特に次の点に留意して、再発防止策の見直しを行うこと。

- ・ 経営層から現場の一係員に至るまで全員が当事者意識を持ち、法令遵守を徹底する意識改革
- ・ 品質管理の一環としての完成検査の技術的意義の理解及び完成検査を適切に実施するために必要な技量・知識保持のための完成検査員等への継続的な教育
- ・ 不適切事案や不正事案を報告したとしても取り上げてもらえないだろう、かえって不利益を被るだろうと現場職員に思わせた不健全な組織風土の改善

(3) その上で、経営層が、これまで社内で繰り返し不適切事案が起きたことの要因が自らにもあるとの認識を持ち、主体的に不適切事案の再発防止に取り組むとともに、公的責任を自覚し、強いリーダーシップのもと、現場の第一線までコンプライアンス重視を浸透させることを含め、不適切な完成検査の再発防止策の徹底及び実効性確保を図ること。

2. 再発防止策の実施状況等について四半期毎に報告すること。
3. 今後、万が一、不適切事案が判明した際に、リコール等の必要な措置を速やかに講ずることができるよう、態勢を整えること。

なお、2. の報告については、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 75 条の 6 第 1 項及び第 100 条第 1 項が適用されることを申し添える。

以上

スズキ(株)に対する立入検査及び同社提出の報告書の精査結果

令和元年6月7日
国土交通省自動車局

第1 事実関係

1. 完成検査における不適切事案について

(1) 確認した完成検査の不適切事案について

- ・ スズキにおいては、同社から提出された平成31年4月12日付けの報告書(以下「スズキ報告書」という)にあるとおり、湖西工場、磐田工場及び相良工場(以下「3工場」という)において、長年にわたり完成検査における不適切事案が放置され、蔓延していたと認められる。二輪車の生産工場である豊川工場においては、排出ガスの抜取検査におけるトレースエラー等の試験条件逸脱があったと認められる。

〔全数検査〕

- － 無資格検査・他人の印鑑使用(平成29年頃まで)
- － 教育不正(教育時間不足、試験未実施、問題・解答漏洩等)(平成30年まで)
- － ブレーキ検査、サイドスリップ検査、排出ガスコントロールシステム検査等において不合格を合格にする等のずさんな全数検査(平成31年1月まで)

〔排出ガス・燃費の抜取検査関係〕

- － トレースエラー等の試験条件逸脱(平成30年7月18日まで)
- － 測定結果の書き換え(平成30年8月20日まで)
- － 測定結果の複製(平成30年5月15日まで)

- ・ また、スズキは、完成検査は指名した完成検査員が行うこと、定められた手順で燃費・排出ガスの抜取検査を行うこと等を含め、適切な完成検査を行うための社内規程を定めているが、上記の不適切事案は、これらに反するのみならず、その一部は下記第3(3)に示すように、完成検査一部未実施(道路運送車両法第75条第4項違反)に該当する不正事案である。

(2) 立入検査の結果等を踏まえた指摘事項について

- ・ これらの完成検査における不適切事案の原因については、立入検査の結果等を踏まえ、特に以下の点を指摘する¹。
 - － 長年にわたる、経営層を含む管理部門による完成検査現場の把握・管理の不備
 - － 全社的なコンプライアンス意識の低さ
 - － 生産目標達成や効率の向上を狙う生産方式等が現場で誤解を招いたこと等の弊害への配慮の不足
 - － 品質保証(ユーザーに対する安心や安全・環境性能の保証)の一環としての完成検査の技術的意義に対する理解の欠如及び自らの不適切行為の問題点が認識できない完成検査員らの技量・知識不足並びにこれらの背景としての教育不足
 - － 自浄能力の欠如
 - － 不適切事案や不正事案を報告したとしても取り上げてもらえないだろう、かえって不利益を被るだろうと現場職員に思わせた不健全な組織風土
- ・ 不適切事案の再発防止を徹底するためには、スズキ報告書にある再発防止策に加え、完成検査現場業務の把握・管理につき、今一度再点検した上で、その業務の適切性について、継続的に点検するとともに、再発防止策の見直し並びにその徹底及び風化防止を含めた継続的な実効性確保を行うことが必要である。

(3) 不適切な申請行為について

- ・ さらに、スズキにおいては、長年にわたり実態を伴わない品質管理に係る書面を届け出ることにより、数多くの型式指定(平成21年4月13日～平成31年4月12日の10年間では、67型式について指定を取得)を受け続けた。
- ・ これらは、会社として完成検査現場業務の把握・管理が不十分なまま申請行為に至っており、不適切な申請行為であったと言わざるを得ない。
- ・ そのため、これらを踏まえ、完成検査現場業務の把握・管理につき、今一度再点検した上で、その業務の適切性について、継続的に点検することが必要である。

¹ スズキ報告書では、①検査員の人員不足、②検査工程上の時間的余裕の乏しさ、③工場レイアウト上の余裕の乏しさ、④検査設備の老朽化・不備、⑤検査員の完成検査に関する法令・ルールに対する規範意識の著しい鈍麻、⑥完成検査課の独立性の欠如、⑦社内規程の整備・管理が不十分であったこと、⑧内部統制の脆弱さ、⑨経営陣の完成検査業務に関する理解及び関与が不十分であったこと、を原因として挙げている。

2. 完成検査における不適切事案を判明させる機会を生かせなかったことについて

(1) 平成 28 年の燃費不正問題の際のスズキの問題点について

- ・ スズキにおいては、平成 28 年に、型式指定の申請時における燃費不正事案が問題となった。このときに同社は、社内のコンプライアンス上の問題点を見直す取り組みとして、同年 6 月に「法令遵守体制の徹底のための総点検」を実施したが、経営層を含む管理部門も完成検査部門も真に全社的な問題として危機感を持つことなく、完成検査員一人一人にまで事案の内容の周知と総点検の指示を明確かつ具体的に出すことをしなかった²。このため、完成検査員らは、燃費不正問題を他人事として考えたり、中には、不適切な行為を行っているとの認識すら持てないままの者がいた。
- ・ このように、経営層において、全社的にコンプライアンス意識や法令順守を徹底しようという意識に欠けていたことに加え、自社の不正が問題となってもなお、不適切な完成検査を検知することのできない、深刻な自浄能力の欠如のため、平成 28 年の貴重な機会を生かせず、完成検査における不適切事案を判明させるに至らなかった。
- ・ そのため、これらを踏まえ、同じ轍を踏むことの無いよう、完成検査における不適切事案の再発防止策の見直し並びにその徹底及び風化防止を含む継続的な実効性確保を図ることが必要である。

(2) 平成 29 年の他社における無資格検査が問題となった際のスズキの問題点について

- ・ 平成 29 年 9 月 29 日、国土交通省は、他社における無資格検査問題を受け、スズキを含む型式指定車の製作者に対し、同種事案の有無について確認を求め、スズキは同年 10 月 19 日に、不適切な事案は見つからなかった旨国土交通省に報告した。この際、実際には、3 工場では、無資格検査の事実があった。
- ・ 3 工場において、無資格検査を隠蔽するため、完成車チェックシートが改ざんされたが、その事情は次のとおりである。
 - － 一部の工場管理職が、不在の完成検査員の検査印が押印されている完成車チェックシートの存在が確認された旨³を本社に報告したにもかかわらず、本社はその重要性を認識せず、自ら深掘りすることなく、調査収束に向けた対応を当該工場管理職に任せ、また、他の工場管

² 平成 28 年の事案については、再発防止のための取組みの進捗状況を四半期ごとに国土交通省に報告するとともに、同報告書をスズキのウェブサイト公表しているが、生産本部側においては、この内容を十分把握していない工場長もいるなど、再発防止が徹底される状況になく、危機感を持った対応がなされていなかった。

³ 補助員の「単独」での検査(無資格検査)であると明確には報告していない。

理職にも何ら指示を行わなかった。

- － このため、報告を行った工場管理職や報告を行った旨を聞き及んでいた他の工場管理職らは、暗に工場で解決せよと言われていたものと受けとめ、他人の印鑑の使用が分かる完成車チェックシートについて、画像データを含め改ざんした。
- － 3 工場の管理職間では、上記の本社への報告については共有されたが、改ざんを行うことについて連絡を取り合った事実は、確認されなかった。

- ・ 本社は、改ざん行為を指示したとは認められないものの、上記の一部工場管理職からの報告について、コンプライアンス上の問題が有り得るのではないかと正面から真剣に受け止めることをせず、実態解明の調査に主体的に関与しなかった。これは、経営層を含むスズキ全体のコンプライアンスに対する意識の低さの表れである。このとき、本社が適切に対応していれば、無資格検査事案はもとより、その他の不適切事案についても、早期に判明させることができたはずである。よって、本社が本社として実態解明に向けた必要かつ十分な行動をとらなかったことが、完成検査現場の個人の弱さ・コンプライアンス意識の低さと相まって、3 工場における改ざんを招くとともに、完成検査の不適切事案の早期判明を遅らせたものであり、本社の責任は重いことを、経営層を含め、今一度深く認識すべきである。
- ・ なお、スズキ報告書には、工場において完成車チェックシートの改ざんが行われたことにより、平成 29 年 10 月の社内調査時は無資格検査を本社として把握できなかったかのような記述があるが、改ざんされた完成車チェックシートを本社が確認した事実は認められず、本社が把握できなかった主な原因は、前述のとおり、本社として無資格検査の有無を明らかにしようとする姿勢を持たず、本社として当然とるべき対応を怠ったことにある。
- ・ また、並行して行われた監査部門による監査も、ヒアリング対象者及びヒアリングの深度が不十分であった結果、実態解明に至らなかったが、徹底的な調査を行わず、事案の早期解明の機会を逸した監査部門の責任も大きい。
- ・ さらに、一部工場管理職が一旦は、問題を本社に取り上げてもらおうと不在の完成検査員の検査印が押印されている完成車チェックシートの存在が確認された旨を報告したものの、結局は改ざんするに至った背景には、不適切事案や不正事案を報告したとしても取り上げてもらえないだろう、かえって不利益を被るだろうと現場職員に思わせた不健全な組織風土があるものと認められる。
- ・ そのため、これらを踏まえ、特に、組織風土の改善を中心に、再発防止策の見直し並びにその徹底及び風化防止を含む継続的な実効性確保を図ることが必要である。

第2 再発防止のためスズキにおいて講ずべき措置

第1で述べたように、長年にわたり、完成検査における様々な不適切事案が放置され蔓延し、平成28年の燃費不正問題の際も改善されることはなく、更に、平成29年秋の他社の無資格検査事案発覚の際にも、自社の同種事案を把握するに至らなかったことは、コンプライアンス意識の低さ、自浄能力の欠如、不適切事案や不正事案を報告したとしても取り上げてもらえないだろう、かえって不利益を被るだろうと現場職員に思わせた不健全な組織風土等の結果である。経営層はこのことを、自らが招いた、会社のあり方に関わる、容易には改善できない根深い問題であると認識する必要がある。その上で、スズキは、強い危機感を持って、完成検査の不適切事案の再発防止に関して、以下の措置を講ずべきである。

- ・ 完成検査現場業務の把握・管理につき、今一度再点検すること。また、これを踏まえ、不適切事案の芽を摘むため、検査員等の声を積極的に吸い上げるとともに、平時から不適切事案につながるリスクや要因にまで目を向けて完成検査業務の監督を行うなど、不適切事案の発見・検出能力を抜本的に強化することにより、完成検査業務の把握・管理を万全なものとした上で、その業務の適切性について、継続的に点検すること。
- ・ 完成検査の不適切事案を二度と繰り返すことのないよう、かつ、一連の事案を決して風化させることのないよう、特に次の点に留意して、再発防止策の見直しを行うこと。
 - 経営層から現場の一係員に至るまで全員が当事者意識を持ち、法令遵守を徹底する意識改革
 - 品質管理の一環としての完成検査の技術的意義の理解及び完成検査を適切に実施するために必要な技量・知識保持のための完成検査員等への継続的な教育
 - 不適切事案や不正事案を報告したとしても取り上げてもらえないだろう、かえって不利益を被るだろうと現場職員に思わせた不健全な組織風土の改善
- ・ その上で、経営層が、これまで社内で繰り返し不適切事案が起きたことの要因が自らにもあるとの認識を持ち、主体的に不適切事案の再発防止に取り組むとともに、公的責任を自覚し、強いリーダーシップのもと、現場の第一線までコンプライアンス重視を浸透させることを含めて、不適切な完成検査の再発防止策の徹底及び実効性確保を図ること。
- ・ 再発防止策の実施状況等について四半期毎に報告すること。
- ・ 今後、万が一、不適切事案が判明した際に、リコール等の必要な措置を速やかに講ずることができるよう、態勢を整えること。

第3 本件を受けて国土交通省が行う措置

(1) 四半期毎の報告徴収について

- ・ スズキに対し、上記第1を踏まえ、報告書で示された再発防止策について必要な見直しを行い、国土交通省に対して速やかに報告するとともに、見直しを行った再発防止策の実施状況等について四半期毎に報告するよう求める。

(2) 重点的な監視について

- ・ 「適切な完成検査を確保するためのタスクフォース」の中間とりまとめ(平成 30 年 3 月 20 日公表)を踏まえ、当分の間、スズキを重点的な監視対象とし、一連の完成検査の不適切事案及び同社の今後の対応を踏まえ、更なる対応が必要となる場合には、厳正に対処する。

(3) 過料通知について

- ・ 3 工場における全数検査に関しては、スズキは不適切な対応のあった車両についてリコール(届出番号 4487(平成 31 年 4 月 18 日付け))を行うことによって、道路運送車両法に基づく回復措置を講じているものの、不合格を合格にする、検査未完了にもかかわらず次工程に進む等のずさんな検査が、最近に至るまで長年にわたり継続しており、平成 30 年 9 月 26 日の国土交通省の徹底調査指示があっても、なお、ずさんな検査が継続していた点は、重大な不正行為であることから、同日以降の完成検査一部未実施事案(ブレーキ検査、サイドスリップ検査及び排出ガスコントロールシステム検査に関し、計 99 台)に関し、過料が適用されるべきと判断する。
- ・ また、3 工場において行われた排出ガス抜取検査において、試験条件を逸脱した上にその測定結果を書き換えたもの及び測定結果の作出がなされたものは、とりわけ重大な完成検査の一部未実施事案(道路運送車両法第 75 条第 4 項違反)であることから、国土交通省から完成検査全般に関し徹底調査をするよう指示した平成 30 年 9 月 26 日から完成検査の成績の記録義務が課されている期間(乗用車では 3 年 9 か月)を遡った日までの事案(556 台)に関し、過料が適用されるべきと判断する。
- ・ 以上のとおり、合計 655 台について、道路運送車両法第 75 条第 4 項違反による過料が適用されるよう、静岡地方裁判所に通知する。